

入札事務を円滑に行うための関係規程等の整理

入札事務を円滑に行うために次のとおり関係規程等を改正し、平成23年1月4日公表分から適用します。

| No. | 目 的 | 規 程 等 の 題 名 | 該 当 部 分 |
|-----|---|--|------------------------|
| 1 | 個々の一般競争入札案件についての質疑書およびその回答の内容を承知した上で入札しなければならないことを明確にするため | 入札案件ごとの個別公告 | 公告文末尾 |
| 2 | 入札制度についての質問および回答を承知した上で入札しなければならないことを定めるため | 入札案件ごとの個別公告および案件ごとの入札情報 | 公告文および案件ごとの入札情報の末尾 |
| 3 | 配置予定技術者確認資料（様式第3号）の法令による免許等の欄には法令による免許・実務経験のいずれかを記載することができること、当該資料の差替えができないことを定めるため | 入札案件ごとの個別公告 | 配置予定技術者確認資料（様式第3号）（注）3 |
| 4 | パソコンの故障、代表者の変更、ICカードの閉塞、破損、紛失等入札参加希望者の事情により紙入札に移行しようとする場合の申請書の提出時期等を明確にするため | 高松市電子入札運用基準 | 11(3) |
| 5 | 総合評価落札方式における加算点算定に係る評価は、右欄の加算点算定基準はもとより、総合評価落札方式に係る提出書類の様式中および契約監理課ホームページ掲載の最新の「質問および回答」の内容に基づき行うことを明確にするため | 総合評価落札方式加算点算定基準【土木工事】【水道施設工事】【建築工事】（以下「加算点算定基準」といいます。） | 項目番号1の表の備考5 |
| 6 | 加算点算定基準、総合評価落札方式に係る提出書類の様式中および契約監理課ホームページ掲載の最新の「質問および回答」において添付を要するとされた事項および評価に当たっての要件とされた事項については、これらを満たさない場合は評価されないことを明確にするため | 加算点算定基準 | 項目番号1の表の備考6 |

| | | | |
|----|--|--|--------------------|
| 7 | 加算点算定基準の「14災害時の活動体制」の評価について、当該項目の趣旨に基づいて提出書類の要件等を定めるため | 契約監理課ホームページ掲載の「質問および回答」のうち、「総合評価落札方式についての質問および回答(H23.1.4現在)」 | 項目番号13 |
| 8 | 加算点算定基準の「17(1)障がい者の雇用」の評価について、電子申請システムで公共職業安定所に報告をした場合の提出書類を定めるため | 契約監理課ホームページ掲載の「質問および回答」のうち、「総合評価落札方式についての質問および回答(H23.1.4現在)」 | 項目番号19 |
| 9 | 加算点算定基準の「17(2)次世代育成支援の取組」の評価について、当該項目の趣旨に基づいて提出書類の要件等を定めるため | 契約監理課ホームページ掲載の「質問および回答」のうち、「総合評価落札方式についての質問および回答(H23.1.4現在)」 | 項目番号21, 22, 24, 25 |
| 10 | 各評価項目の表の記入欄に「○」の記入のない場合は、たとえ市保有のデータで評価できるものであっても、当該項目の評価をしないことを明確にするため | 企業の社会性等申告書 | 提案企業名記載欄の直下 |